

平成23年3月2日
沖縄県

「地域建設業経営強化融資制度」及び「下請セーフティネット債務保証事業による融資制度」の改正について

1 地域建設業経営強化融資制度について

本融資制度は、政府の「安心実現のための総合対策」に基づき、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的として国土交通省が制度を策定しました。

沖縄県においても、公共工事の請負者が同制度を活用できるよう取扱いを定め、平成20年12月15日から適用しています。

今回、国土交通省からの通達「地域建設業経営強化融資制度の延長について」（平成22年12月14日国総建第213号）に基づき本制度が1年間延長されたことに伴い、県の事務取扱要領を一部改正しました。

また、国に準じて、債権譲渡の対象となる工事を追加するほか、事務処理上の手続きを明確化するため、事務取扱要領を平成23年3月2日付けで一部改正しました。

主な改正は以下のとおりです。

(1) 対象工事に係る一部改正

①対象とする工事を1,000万円以上から500万円以上とした

②前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるもの

(2) 実施時期に係る一部改正

実施時期を1年間延長し平成23年3月末から平成24年3月末とした

(3) 「甲」及び「乙」の表記を「発注者」及び「受注者」に改めた

(4) 施行年月日

平成23年3月7日

※詳細については、土木企画課ホームページ→入札関連情報→沖縄県土木建築部契約関係例規集の「地域建設業経営強化融資制度の概要」及び「地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要領」をご覧ください。

2 下請セーフティネット債務保証事業による融資制度について

本融資制度は、建設投資の低迷や金融機関の貸し出し資産の圧縮等による貸し渋り等により、建設業が厳しい経営環境に直面しており、このような状況に対応するため、建設省が平成10年12月に「建設業の経営改善に関する緊急対策」を策定しました。

沖縄県においても、公共工事の請負者が同制度を活用できるよう取扱いを定め、平成11年11月24日から適用しています。

今回、国土交通省からの通達「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融

資制度について」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)の改正に伴い、県の事務取扱要領を一部改正し、また、対象工事についても改正をおこないました。

主な改正は以下のとおりです。

- (1) 【対象工事に係る一部改正】
対象工事を1,000万円以上から500万円以上とした
- (2) 「甲」及び「乙」の表記を「発注者」及び「受注者」に改めた
- (3) 施行年月日
平成23年3月7日

※詳細については、土木企画課ホームページ→入札関連情報→沖縄県土木建築部契約関係例規集の「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領」をご覧ください。

3 本制度に関する問い合わせ・相談

沖縄県建設事業協同組合

(TEL:098-878-1810 FAX:098-878-7767)